## 工事請負契約書(案)

1. 工事番号・名称 第 21-79430-0001 号

若松商業高等学校体育館屋根改修工事

2. **工事の場所** 会津若松市米代一丁目 地内(若松商業高等学校)

着 工 令和 年 月 日

3. 工 期

完成 令和 年 月 日(着工後180日間)

4. 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

(注) 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除

5. **工事請負代金の額** 金 円 也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 円也

## 6. 契約保証金

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約 約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特記事項、特約条項の定めるところに基 づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福島県会津若松市米代一丁目3番31号 福島県 福島県立若松商業高等学校長 佐藤 京治

受注者

## 特約条項

- 第1 約款第38条第1項ただし書きの表中請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者 が協議して定める回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。ただし、第1項の部分 払を請求する場合にあっては4回とする。
- 第2 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、規定を準用する。
  - (注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合は特約しない。この場合、特約条項第4以下の各条項を1条繰り上げること。)
- 第3 この工事における契約保証金は、約款第4条第2項の規定に関わらず、請負代金額の10分の 3以上とする。この場合において、約款第4条第2項及び4項中の「10分の1」とあるのは、 「10分の3」と読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。
- 2 この工事における前払い金については、約款第35条第1項の規定に関わらず、請負代金額の10分の2以内の額とする。この場合において、約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第6項中の「10分の4」とあるのは「10分の6」とあるのは「10分の6」とあるのは「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。
- 3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者 について、同等以上の資格を有する者2名を配置する。

## (注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。)

- 第4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- 第5 約款第37条に次のただし書を加える。
  - ただし、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。
- 第6 工事中の看板・黒板やラベル、標柱、施設設備に「令和3年度福島特定原子力施設地域振興 交付金事業」と表示するとともに、工事完成届書に当該写真を添付すること。